

大阪・関西万博催事業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の目的

大阪関西万博のレギュラーイベントにおいて、南河内広域6市町村で出展する「南河内LIVE ART EXPO」に向けた出展内容の企画・制作の提案を募集するもの。

2. 業務の内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 委託業務名 | 大阪・関西万博催事業務委託 |
| (2) 業務の内容 | 出展するアート作品やライブアートパフォーマンスの企画、制作、実施
(詳細は別紙仕様書のとおり) |
| (3) 委託期間 | 契約締結日から令和8年3月27日までとする。 |
| (4) 提案限度額 | 1,500,000円 |
| (5) 選定方法 | 公募型プロポーザル方式 |
| (6) スケジュール | |
| ① 公告(募集の開始) | 令和7年3月28日(金) |
| ② 質問書の受付期間 | 令和7年3月28日(金)から令和7年4月8日(火) |
| ③ 質問に対する回答 | 令和7年4月11日(金)まで |
| ④ 企画提案書の提出期限 | 令和7年4月30日(水) |
| ⑤ 選考委員会の開催 | 令和7年5月7日(水) |
| | (提案書及びプレゼン、ヒアリングの審査、候補者の選定) |
| ⑥ 審査結果通知 | 令和7年5月14日(水) |
| ⑦ 契約締結 | 令和7年5月下旬(予定) |

3. 公告

- (1) 公告開始日：令和7年3月28日（金）
- (2) 公告方法：太子町公式ホームページへの掲載
<https://www.town.taishi.osaka.jp/index.html>

4. 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

- (1) 受付期間 令和7年3月28日(金)から令和7年4月8日(火)まで(必着)
- (2) 提出方法 質問書(様式1)に質問内容を記載し、電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は「万博催事業務委託（事業者（団体名）及び個人名）」とすること。

※電子メール送信後、確認のため、電話による連絡を行うこと。

- (3) 回答方法 令和7年4月11日（金）午後5時までに、随時、町公式ホームページに掲載する。

※質問のあった事業者名は公表しない。

- (4) 提出先 太子町 政策総務部 秘書政策課
メール：hisyo@town.taishi.osaka.jp

5. 参加手続き等

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
① 参加申込書	様式第1号	
② 申込者等プロフィール	任意様式	・ 経歴、活動実績を記入すること。可能な場合は、作品画像等も添付すること。
③ 企画提案書	任意様式	・ A4サイズで作成すること。体裁は、原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わない。枚数は、制限しない。 ・ 作品コンセプトや制作スケジュール、使用する材料等を記入すること。 ・ 作品の設置イメージ図などを記入すること。
④ 参考見積書	任意様式	・ 制作費用には材料費、人件費、当日会場までの交通費を含むこと。

(2) 提出部数

- ① 正本（上記①～④）：1部（事業者（団体名）、または、申込者氏名を表記すること）
CD-R、または、DVD-R：1枚（上記①～④の電子データを格納したもの）

- (3) 提出期限 令和7年4月30日（水）午後5時まで（必着）

- (4) 提出方法 持参、または、郵送（必着）

※郵送の場合は、提出期間内必着とし、特定記録郵便等の配達記録が残る方法によること。

- (5) 提出先 太子町 政策総務部 秘書政策課

住所：〒583-8580 大阪府南河内郡太子町山田 88 番地（太子町役場3階）

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たす者に限る。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
(2) 太子町暴力団排除条例（平成25年太子町条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
(3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそ

れのある団体に属するものでないこと。

7. 選考について

(1) 選考方法

プレゼン及びヒアリング審査を実施し、作品の独自性と創造性、制作作品の実現可能性、過去の実績等を総合的に評価し、優先交渉者を選定する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

令和7年5月7日（水）

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、令和7年5月14日（水）に町公式ホームページにて公表するとともに、各参加事業者に電子メールにより通知する。なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(3) 優先交渉者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

(4) 契約の締結

町は優先交渉者と業務の詳細等を協議の上、見積書を徴取し契約を締結する。

なお、優先交渉者に事故があり、見積書の徴取が不可能となった場合、又は優先交渉者との協議が整わない場合は次点者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。また、原則として、契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。

8. 評価項目

審査項目	詳細	配点	備考
① 創造性と独自性	・ 創意工夫が感じられる独自の提案となっているか ・ どのように観客を魅了するか ・ インタラクションの工夫	30 点	
② 制作実績	・ 類似業務、または、それに準ずる実務実績	10 点	
③ 実現可能性	・ 提案内容の現実性や具体性 ・ 実施内容の妥当性 ・ 実施スケジュールが具体的に設定されているか	20 点	
④ 地域貢献度	・ 太子町や南河内地域への貢献度 ・ 地域住民との連携や協力の見込み	20 点	
⑤ 予算の妥当性	・ 提案された予算の妥当性	20 点	
合 計		100 点	

9. その他

(1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しないものと

する。

- (3) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差替え、修正及び再提出は認めない。
- (6) 提出された書類は、返却しないものとする。また、企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に保護された第三者の権利の対象になっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
 - ・優先交渉者の特定までの間に参加資格を満たさなくなった場合。
 - ・審査の公平性を害する行為があった場合。
 - ・本要領に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合。
 - ・指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合。
 - ・提出書類の記載に虚偽の記載があった場合。
 - ・提出書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載が漏れている場合。
- (8) 町はプロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期又は中止することがある。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- (9) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮の上、適宜町が判断する。

10. 辞退

参加申込書等を提出後、参加申込みを辞退する場合、または、契約の締結を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第2号）を提出すること。なお、町が辞退届を受領した時点で、参加資格を失うものとする。

辞退届の提出にあたっては、事前に「11. 問合せ」に電話にて連絡の上、持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

11. 問合せ

太子町 政策総務部 秘書政策課

住所：大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地（太子町役場3階）

電話：0721-98-5531（直通）

メール：hisyo@town.taishi.osaka.jp